平成２２年（フ）第１５７８号
福岡市南区若久６丁目19番４号
債務者　加峯　良成
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１号
福岡県大川市大字小保134番地
債務者　古賀美津代
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９２４号
仙台市若林区中倉３丁目２番８号　ホワイトキャッスル中倉10番館202
債務者　山田惠美子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９６５号
仙台市青葉区高野原２丁目10番地の２
債務者　及川　朋子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９７０号
宮城県塩竈市旭町17番７―202号　ライオンズマンション旭町
債務者　上中　弘二
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２４号
宮城県名取市下増田字下庚田61番地の１　78街区６画地アクティブ・H102
債務者　八木田和幸
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８１号
仙台市泉区松森字新田１番地　福祉ホーム泉松ハウス215
債務者　岩渕　浩二
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９８号
宮城県宮城郡七ヶ浜町境山２丁目２番50号
債務者　佐藤　照美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
宮城県気仙沼市松崎中瀬６番地３
債務者　佐藤　吉孝
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第４２号
宮城県気仙沼市弁天町１丁目６番８号
債務者　三浦　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第２９４号
茨城県水戸市石川１丁目4002番地の８
債務者　山田　豊子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３１号
茨城県小美玉市世楽318番地６
債務者　加藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４３７号
茨城県那珂市菅谷８番地36
債務者　船山　隆史
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８３号
茨城県筑西市海老ヶ島2105番地２
債務者　糸賀　　満
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８４号
茨城県筑西市海老ヶ島2105番地２
債務者　糸賀　雅美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１９０号
茨城県常総市菅生町1123番地１
債務者　戸島　寿子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１９４号
茨城県古河市三杉町２丁目28番２号　ハイツ三杉202号、前住所茨城県古河市前林1219番地
債務者　因泥　賢二
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１９６号
茨城県筑西市森添島565番地１
債務者　谷貝　理江
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部